

令和6年度 メンタルヘルス対策等取組概況

山梨労働局

山梨労働局管内の労働者数50人以上の事業場から提出された「令和6年度安全衛生管理活動実施計画書」及び「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(ストレスチェック結果等報告書)を集計し、以下のとおりメンタルヘルス対策等の推進状況結果をまとめた。

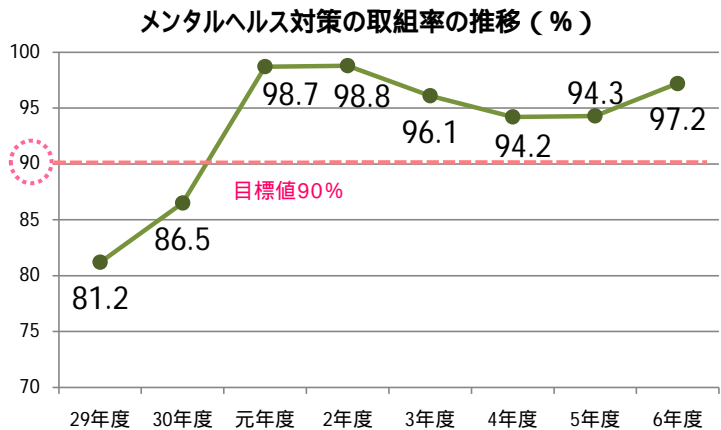
山梨労働局 全体	対象事業場数 (注1)	安全衛生管理活動実施計画			ストレスチェック実施状況	
		提出事業場数	メンタルヘルス対策 取組事業場数	取組率	実施事業場数(注2)	実施率
	950	831	808	97.2%	820	86.3%

(注1)対象事業場数は、令和6年3月時点の労働者50人以上の事業場数から、その後、廃止又は労働者50人未満となった事業場を除いたもの

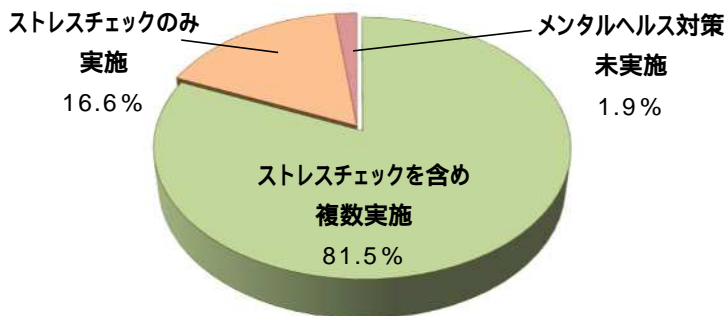
(注2)実施事業場数は、労働者50人以上の事業場で令和6年12月までの2年間にストレスチェックを実施したとして所轄労働基準監督署に報告のあった事業場数

1 メンタルヘルス対策の実施状況(「安全衛生管理活動実施計画書」から)

メンタルヘルス対策は、平成27年の法改正により労働者50人以上の事業場にストレスチェックの実施が義務付けされる等、メンタルヘルス対策の推進が図られている
令和6年度の「安全衛生管理活動実施計画書」の提出があった831事業場のうち808事業場(97.2%)で、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる



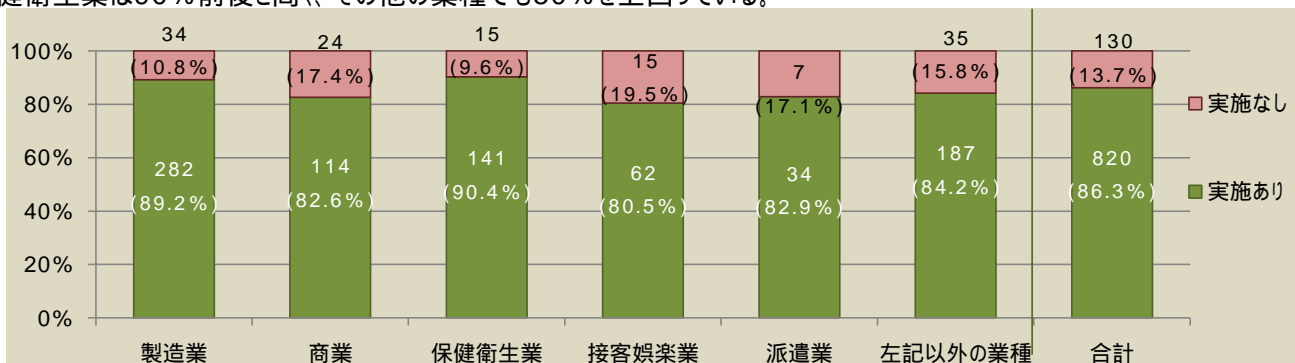
令和6年度の安全衛生管理活動実施計画書によるメンタルヘルス対策の実施状況(831事業場)



「メンタルヘルス不調による休業者あり」の事業場は249事業場(30.0%)。詳細は「4 メンタルヘルス不調による休業者の状況」参照)
また、無料で利用できる山梨産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策支援の利用希望事業場は12事業場(1.4%)

2 主な業種別のストレスチェック実施状況(ストレスチェック結果等報告書から)

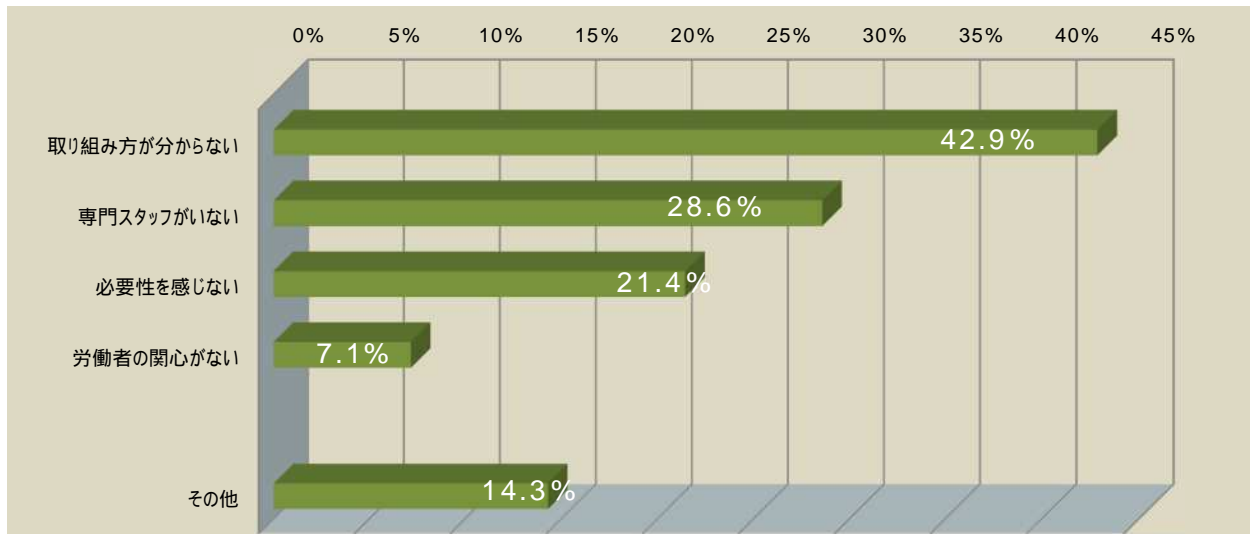
労働者数50人以上の事業場(950事業場)におけるストレスチェックの実施状況を業種別に見ると、製造業・保健衛生業は90%前後と高く、その他の業種でも80%を上回っている。



(注) 令和6年12月までの2年間にストレスチェックを実施したとして所轄監督署に報告のあった事業場を集計

3 メンタルヘルス対策に取り組む際の問題点（「安全衛生管理活動実施計画書」から）

「安全衛生管理活動実施計画書」でメンタルヘルス対策を実施するにあたり障害となっている理由について、回答のあった20事業場が挙げたのは、「取り組み方が分からない」（6事業場）、「専門スタッフがない」（4事業場）、「必要性を感じない」（3事業場）、「労働者の関心がない」（1事業場）であった。（複数回答あり）



4 メンタルヘルス上の理由による休業者の状況（「安全衛生管理活動実施計画書」から）

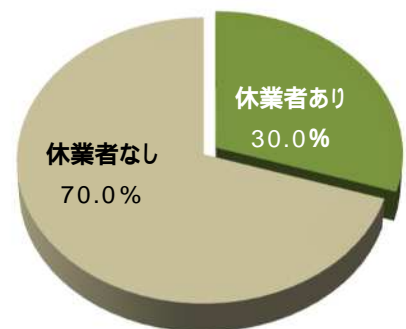
「安全衛生管理活動実施計画書」でメンタルヘルス不調による休業者が「あり」と回答した事業場は249事業場（30.0%）となっている。また休業者数の合計は771人で、近年では令和5年度に次いで多くなった。

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画書提出事業場数	929	854	774	732	794	807	839	831
休業者ありの事業場数	167	237	214	211	228	242	256	249
休業者数合計	374	460	532	533	601	733	779	771
休業者あり事業場割合	18.0%	27.8%	27.6%	28.8%	28.7%	30.0%	30.5%	30.0%

メンタルヘルス不調による休業者ありの事業場数及び休業者数



メンタル不調による休業者がいる事業場の割合（令和6年度）

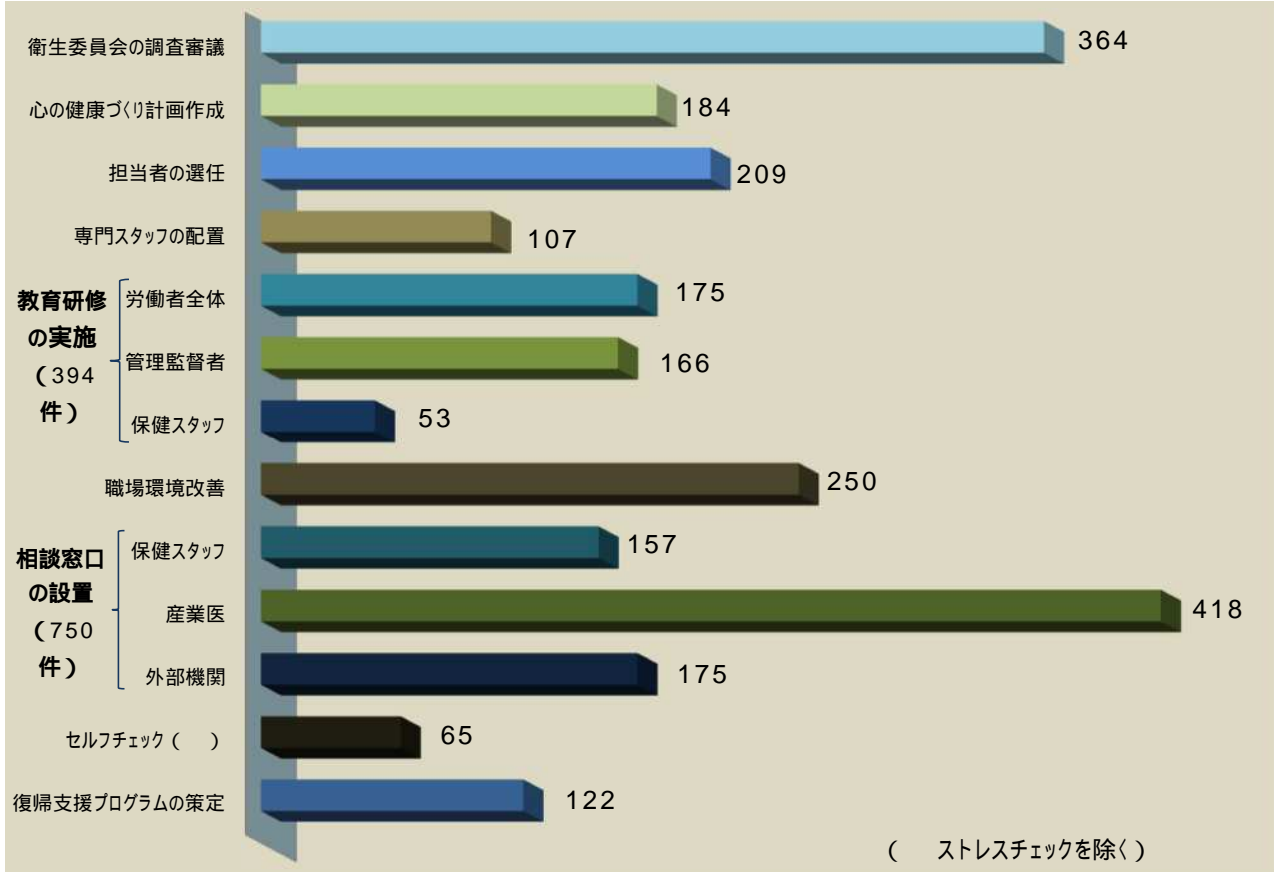


5 メンタルヘルス対策の取組内容状況（「安全衛生管理活動実施計画書」から）

「安全衛生管理活動実施計画書」に記載された取組内容を多い順に見ると、「相談窓口の設置」、「教育研修の実施」、「衛生委員会の調査審議」、「職場環境改善」、「担当者の選任」となっている。

また「教育研修の実施」では、「労働者全体」、「管理監督者」が多くなっているほか、「相談窓口の設置」では、「産業医」が最も多くなっている。

メンタルヘルス対策への取組内容（複数回答）



6 長時間労働者に対する面接指導の実施状況（「安全衛生管理活動実施計画書」から）

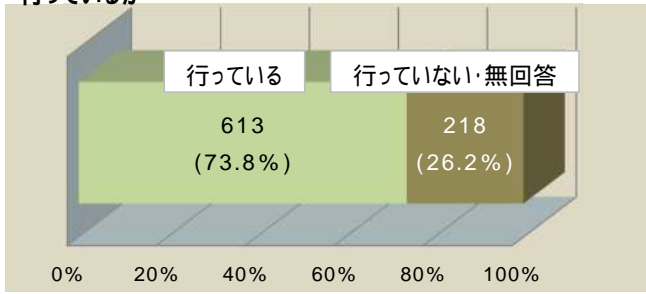
「安全衛生管理活動実施計画書」を提出した事業場のなかで、長時間労働者の健康障害防止対策の樹立に関し安全衛生委員会等で調査審議を行っているとは回答したのは73.8%、長時間労働者に対する面接指導の実施体制があると回答したのは81.0%であった。また、面接指導の実施体制の具体的内容は「自己の労働時間を確認できる仕組み」が最も多く、次いで「申出窓口の設定」、「申出様式の作成」の順となっている。

一方、過去1年間において長時間労働者に対する面接指導を実施した事業場は125事業場（実施人数997人）で、面接指導の実施体制ありと回答した事業場の18.6%であった。

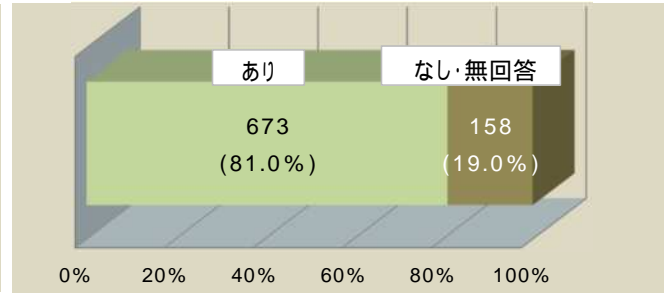
長時間労働者に対する面接指導の実施状況

全体	面接指導の調査審議	面接指導の実施体制	実施体制の具体的内容 (複数回答)			面接指導の対象者の選定基準 (複数回答)			月の時間外・休日労働が80時間超の労働者に対する労働時間の通知	面接指導の実施	実施人数	
			申出を行う窓口の設定	申出様式の作成	自己の労働時間を確認できる仕組み	月80時間超え、かつ申出のあった労働者	月100時間超えの研究開発業務及び高度プロフェッショナル制度対象労働者	事業場独自の選定基準該当者				
	している	あり	465	209	481	477	16	208	あり	あり		
831	613	673	465	209	481	477	16	208	512	125		
実施率	73.8%	81.0%	実施体制「あり」のうち			実施体制「あり」のうち			61.6%	実施体制「あり」のうち		997
			69.1%	31.1%	71.5%	70.9%	2.4%	30.9%		18.6%		

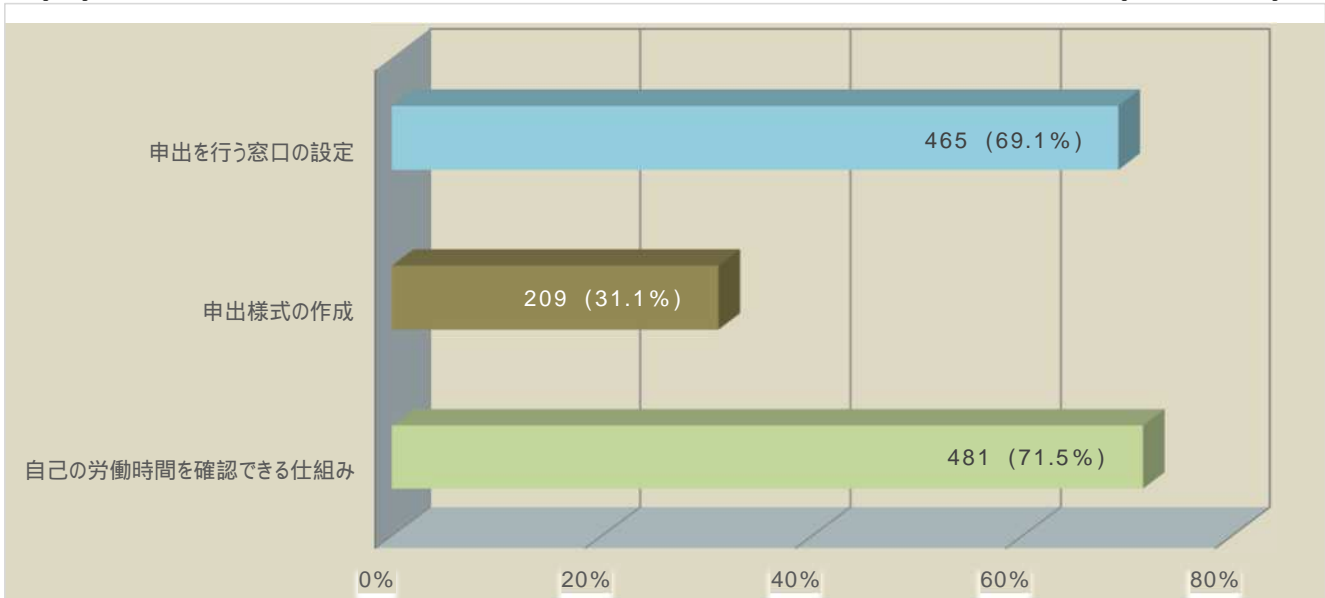
(1) 安衛委員会等において面接指導に関する調査審議を行っているか



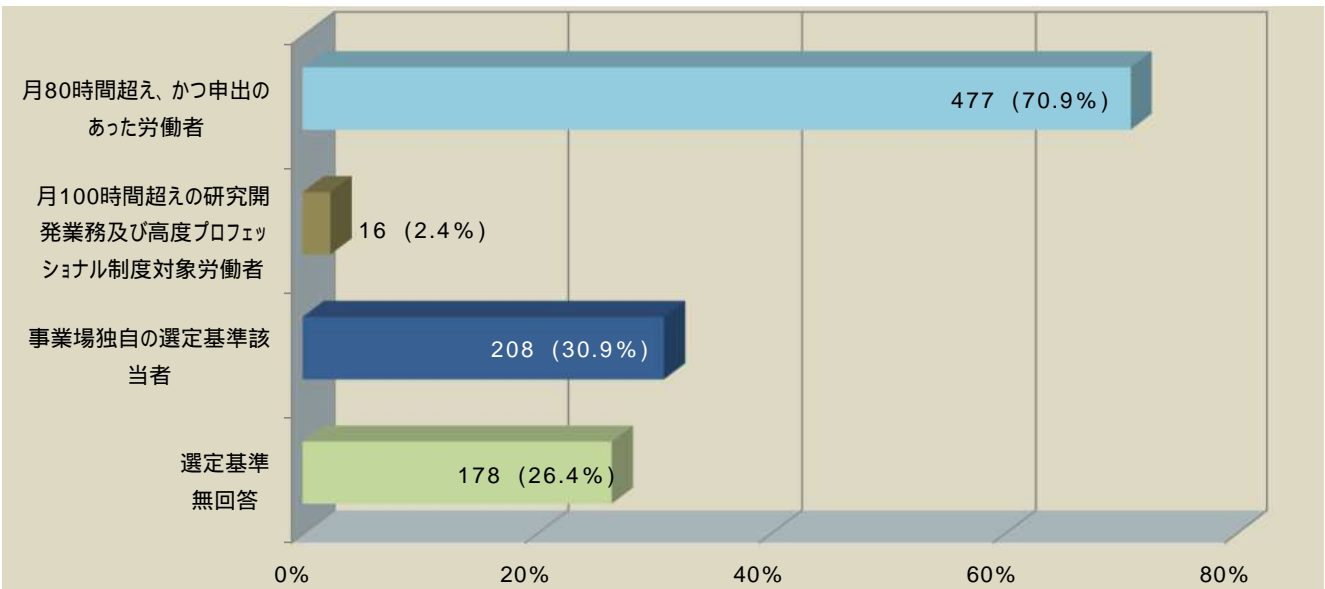
(2) 面接指導の実施体制はあるか



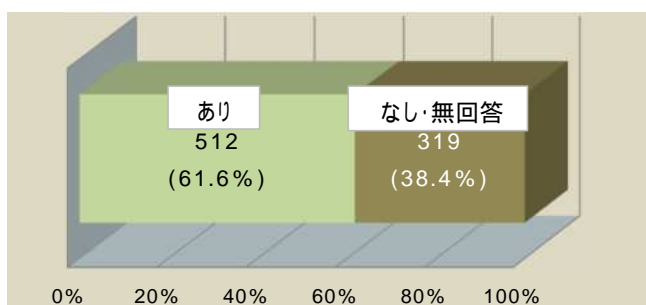
(3) 面接指導の実施体制の具体的内容は何か「面接指導の実施体制あり」と回答した673事業場の内訳（複数回答あり）



(4) 面接指導対象者の選定基準「面接指導の実施体制あり」と回答した673事業場の内訳（複数回答あり）



(5) 月の時間外・休日労働が80時間超の労働者に対する労働時間の通知



(6) 令和6年度における面接指導の実施の有無「面接指導の実施体制あり」と回答した673事業場のうち実際に面接指導を実施したのは125事業場（997人に実施）

